

令和7年度

事業概要

こども家庭局

目 次

I	こども家庭局の概要	1
II	組織と事務分掌	2
III	令和7年度 主要事業	3

I. こども家庭局の概要

1. 局長 中山 さつき

2. 局の職員数 1,446 人（令和 7 年 4 月 18 日現在）

3. 令和 7 年度予算の概要

（1）一般会計 (単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
17 使用料及手数料	649,545	4 民生費	142,462,938
18 国庫支出金	57,891,099	5 衛生費	4,587,860
19 県支出金	17,243,624	13 教育費	255,300
20 財産収入	78,873		
22 繰入金	1,477		
24 諸収入	10,481,172		
25 市債	1,554,000		
歳入合計	87,899,790	歳出合計	147,306,098

（2）特別会計（母子父子寡婦福祉資金貸付事業費） (単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 事業収入	307,100	1 事業費	307,100
歳入合計	307,100	歳出合計	307,100

Ⅱ 組織と事務分掌

こども企画課 (1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。	幼保振興課 (1)就学前の教育・保育に係る施策の調整及び推進に関すること。 (2)保育所の保育料に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (3)施設型給付費、地域型保育給付費等及び施設等利用費の支給に関すること。 (4)民間の教育・保育施設及び地域型保育事業等に係る助成に関すること。 (5)子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条に掲げる事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (6)民間の教育・保育施設及び地域型保育事業に係る施設の整備に関すること。 (7)市立の保育所の運営に関すること。 (8)地域における子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
こども未来課 (1)子ども・子育て支援に係る施策の総合的な調整及び推進に関すること。 (2)医療費助成に係る事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	保育所（第2類事業所） (1)乳幼児の保育に関すること。 （魚崎・東灘本庄・御影・本山・渦森台・中野・瀬戸・田中・浜御影・住吉公園・灘・西灘・石屋川・倉石・やはた桜・鶴甲分室・葺合・生田・たちばな・みなと・宮本・神若・古湊・運南・松原・羽坂・平野・小河・からと・君影・鈴蘭台西町・ひよどり台・鈴蘭台南町・長田・菅原・本庄・駒栄・房王寺・明泉寺・長田東・浪松・しりいけ・ふたば・須磨・たかとり・高倉台・菅の台・竜が台・奥ノ池・星陵台・本多聞・川原・東高丸・向陽・玉津・押部谷・王塚台）
こども青少年課 (1)児童館に関すること。 (2)子ども会に関すること。 (3)新・放課後子ども総合プラン（放課後児童健全育成事業含む。）に関すること。 (4)地域における子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (5)青少年に関する施策の調整及び推進に関すること。	幼保事業課 (1)子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関すること（他の所管に属するものを除く。）及び子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定に関すること。 (2)保育所の保育料に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (3)民間の保育所、認定子ども園及び家庭的保育事業等の認可及び認定に関すること。 (4)特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定子ども・子育て支援施設等の確認に関すること。 (5)民間の保育所、認定子ども園、家庭的保育事業及び認可外の保育施設等の指導及び監督に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (6)教育・保育内容の研究並びに保育所、認定子ども園及び家庭的保育事業等の職員の研修に関すること。 (7)子ども・子育て支援法第59条に掲げる事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
家庭支援課 (1)要保護児童の福祉及び自立支援に関すること。 (2)児童福祉施設（保育所、児童館及び障害児に係る施設を除く。）の設置の認可等、指導及び監督に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (3)配偶者等からの暴力に係る施策の推進、調整及び相談並びに女性の保護に関すること。 (4)母子保健及び難病の対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (5)障害児の福祉及び児童の発達支援に関すること（他の所管に属するものは除く。）。	こども家庭センター（児童相談所）（部相当の行政機関） (1)児童及びその家庭についての相談、指導及び調査に関すること。 (2)児童の心理学的、医学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定、指導及び治療に関すること。 (3)児童の一時保護に関すること。 (4)児童福祉施設への入所措置その他児童の福祉措置に関すること。 (5)児童虐待の防止等に関すること。 (6)里親に関すること。 (7)児童入所施設設置費等の支払及び徴収に関すること。 (8)療育手帳に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
子育て支援課 (1)ひとり親家庭（母子家庭又は父子家庭である家庭をいう。以下同じ。）及び寡婦の福祉及び自立支援に関すること。 (2)こどもに関する諸手当に関すること（他の所管に属するものは除く。）。	
若葉学園（第2類事業所） (1)入所又は通所児童の自立支援に関すること。 (2)退所した者についての相談その他の援助に関すること。	
総合療育センター（第2類事業所） (1)知的障害のある児童及び身体又は精神に障害のある児童並びにそれらの疑いのある児童（以下「障害のある児童等」という。）等に係る相談、診療、検査及び訓練に関すること。 (2)まるやま学園及びあけぼの学園への通園児童の指導及び支援に関すること。 (3)神戸市立児童発達支援センターの栄養指導及び給食に関すること。	
東部療育センター（第2類事業所） (1)障害のある児童等に係る相談、診療、検査及び訓練に関すること。 (2)ひまわり学園への通園児童の指導及び支援に関すること。	
西部療育センター（第2類事業所） (1)障害のある児童等に係る相談、診療、検査及び訓練に関すること。 (2)のぼら学園への通園児童の指導及び支援に関すること。	

Ⅲ. 令和7年度 主要事業

1. ライフステージに応じた切れ目のない支援

◎：新規事業 ○：拡充事業

【1】見守り支援・親と子の健康確保増進

(1) こべっこウェルカム定期便 【こども未来課】

こどもが生まれた世帯を対象に、こどもの誕生をお祝いするプレゼントに加え、月に1回、おむつやミルク等の育児用品を子育て経験のある見守り配達員がお届けし、声掛けや子育て情報の提供等を行う（最大10回）。



○ (2) 産後ケア事業 【家庭支援課】

産後1年以内の支援を必要とする母親を対象に、助産所・産科等医療機関における宿泊・通所（各7日）および助産師による訪問（5回）を通して、育児支援や児童虐待の予防に努める。

令和7年度より、助産所等への委託料を増額し、利用申請開始時期を出産後から妊娠8か月に前倒しする。

(3) 産前・産後ホームヘルプサービス事業 【家庭支援課】

産前・産後に育児ヘルパーを派遣し、家事・育児に関する援助、支援を行う。

◆産前（妊娠中）：最大10回 ◆産後（出産2年以内）：最大20回

◆多胎児家庭：0歳児 最大48回/年、1～3歳児 最大24回/年

(4) 妊産婦健康診査費用助成 【家庭支援課】

妊婦の健康を保ち安心して出産できるよう、妊婦健康診査に要する費用を助成する。

（上限14回・12万円 ※多胎妊婦はさらに2.5万円）

また、産後2週間・1か月など出産後間もない時期の産婦に対する精神状態の把握を含めた健康診査の費用（上限5千円/回）を助成する。

○ (5) 1か月児健康診査費用助成 【家庭支援課】

生後1か月の乳児を対象に、健康診査の実施にかかる費用を助成する。令和7年度より、1人あたりの助成費用を上限4,000円から6,000円に増額する。



【2】教育・保育の提供体制

(1) 保育人材確保・定着支援 【幼保振興課】

①一時金給付

保育人材の確保・定着を促進するため、新卒保育士等に対する一時金給付（1～2年目：30万円/年）および採用3～7年目の職員に対する定着一時金給付（20万円/年）を行う。

②保育士宿舍借り上げ支援

採用1～7年目までの保育士の宿舍の借り上げ費用（最大10万円/月）を補助する。

③保育士等奨学金返還の支援

市内在住の採用1～7年目の保育士等に対し、奨学金の返還に要する費用（5,000円/月）を補助する。

④未就学児を持つ保育士のこどもの預かり支援

保育所等にこどもを預ける保育士に対する保育料貸付を行い、保育料を1年間実質半額とする（上限27,000円/月）。

⑤潜在保育士等の職場復帰支援

潜在保育士等が非常勤職員として復職し、「朝」もしくは「夕」の時間帯、あるいは「休日」を含んで半年間勤務した場合、一時金（10万円）を給付する。

⑥スキルアップ支援

保育士資格等の取得を目指す保育補助者等に対する保育士養成校の受講料や保育士資格試験対策講座の受講料等の補助、保育士キャリアアップ研修を行う。

⑦潜在保育士・幼稚園教諭等の人材確保

神戸市保育士・保育所支援センターや神戸市私立幼稚園人材支援センターで、市内私立園等と潜在保育士・幼稚園教諭等のマッチング支援を行う。

○⑧保育士等の処遇改善

保育士等の雇用確保及び離職防止のため、人事院勧告をふまえた職員の処遇改善を行う。
また、勤続年数に応じた給与改善も引き続き行う。

（2）既存施設の老朽対策・耐震化 【幼保振興課】

安心・安全な教育保育環境を将来にわたって維持するため、老朽化した民間保育施設等の改築・大規模修繕および建物の耐震化にかかる費用の一部を補助する。

○（3）保育士の配置改善 【幼保振興課】

職員の平均経験年数が10年以上等の要件を満たす施設が、1歳児クラスの保育士配置を6対1から5対1に改善した場合、施設型給付費を加算する。

○（4）こども誰でも通園制度の実施 【幼保振興課・幼保事業課】

保育所等に通っていないこども（生後6か月～2歳）が、就労要件を問わず保育所等を利用できる制度について、施設への補助及び実施施設の拡充を行う（23施設→45施設）。

○（5）病児保育事業の拡充 【幼保事業課】

児童が病気などのとき、病院や診療所と併設した施設で一時的な保育を実施する病児保育事業について、令和7年度は新規整備（2か所）を行うとともに、施設運営の安定化を図るため、施設への補助を拡充する。



【3】放課後こども対策の推進

○（1）学童保育ニーズ等に対する受け入れ体制 【こども青少年課】

利用者数増加に対応するため、学校施設の共用利用等により学童保育の実施場所を確保する。

◆学校施設の共用利用のための教室改修（2か所）

◆学校内での専用スペースの整備（7か所）

また、学校図書館を放課後の居場所として活用し、学童保育利用者に限らないすべての児童の受け入れをモデル的に実施する（10か所）。

○（２）夏休み限定の学童保育事業 【こども青少年課】

夏休み期間のみの学童保育ニーズに対応するため、夏休み期間の学童保育の受け入れ可能施設数の拡充を行う（20 か所→54 か所）。

また、夏休み期間中の昼食提供の拡大に向けて、事業者公募によるモデル事業を実施する。

◎（３）学童保育におけるスポーツ体験事業 【こども青少年課】

学童保育において児童の外遊びを促進することを目的に、様々なスポーツを楽しむ機会をモデル的に提供する（3 か所）。

○（４）学童保育職員等の処遇改善 【こども青少年課】

全ての学童保育施設において常勤職員を配置し、利用者の増加や多様な特性を持った児童に対応できる体制を構築する。また、学童保育職員等の雇用確保及び離職防止のため、人事院勧告をふまえた職員の処遇改善を行う。

【４】子育て世帯の経済的負担の軽減

○（１）高校生等通学定期券補助の拡充 【こども青少年課】

市内在住の高校生等が市外高校等に通う場合の補助を拡充する（年額 14 万 4 千円を超える通学定期代の 1/2 → 半額補助）。

また、市内高校等に通う場合の通学定期代は引き続き無料とし、年齢要件は 20 歳までに緩和する（補助期間の上限 3 年）。



○（２）保育料の負担軽減 【幼保振興課】

若年共働き世帯等の所得に応じた保育料の引き下げを行う

（市民税所得割額 301,000 円以上～397,000 円未満の世帯：月額 66,000 円 → 59,000 円）。

幼児教育・保育の無償化の対象外である住民税課税世帯の 0～2 歳児の保育料（満 1～2 歳児の一時保育利用料含む）については、引き続き所得制限なく第 2 子半額・第 3 子以降無償とする。

○（３）妊娠期から出産・子育て期まで一貫した伴走型相談支援・経済的支援 【家庭支援課】

妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談を充実させるとともに、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービス等の負担軽減を図る経済的支援を行う。

◆伴走型支援 ①妊娠期、育児期に面談を実施

②妊娠 8 か月頃の妊婦にアンケートを実施し、希望者に面談を実施

◆経済的支援 妊娠届出後：5 万円支給

出生届出後：こども 1 人あたり 5 万円支給

（令和 7 年度より、流産死産等の場合も出生届出後の対象に拡充）

（４）こども医療費助成 【こども未来課】

全てのこども（高校 3 年生まで）が、無料もしくは低額な負担金で医療機関を受診できるよう医療費を助成する。

◆入院 0～18 歳：負担なし

◆外来 0～2 歳：負担なし

3～18 歳：1 医療機関等ごとに 1 日上限 400 円を月 2 回 ※3 回目以降無料

（５）児童手当の支給 【子育て支援課】

次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済的支援として、所得制限なく、高校生年代までを対象に手当を支給する。

2. こども・子育て世帯の状況に応じた支援

【1】児童虐待防止・社会的養育の推進

○（1）児童虐待対応体制の強化 【家庭支援課・こども家庭センター】

家庭支援課・こども家庭センター・区役所において、児童虐待対応等にかかる職員を7名増員する。

また、虐待事案に対して迅速かつ的確に対応するため、児童相談システムを再構築するとともに、児童虐待事案の情報を警察と共有するためのシステム機能を追加する。

○（2）里親委託の推進 【こども家庭センター】

養育里親のリクルートや里親制度の広報・啓発に取り組むとともに、里親家庭への支援の充実を図り、特に愛着関係の基礎がつけられる乳幼児期のこどもの委託を重点的に進める。

（3）児童養護施設等に対する支援の充実 【家庭支援課】

ふるさと納税を活用し、児童養護施設等に入所する児童の部活動費・修学旅行費・通塾費等の費用を補助する。また、公営住宅を活用するなど、児童養護施設の退所児童の自立支援を行う。

【2】発達が気になるこども等への支援充実

○（1）発達相談支援体制の充実 【家庭支援課】

療育センターとこども家庭センターにおける発達相談の待機期間の短縮や関係機関の対応力向上を図るため、「こべっこ発達専門チーム」によるモデル事業を中部地域まで拡充することで、市内全域に展開する。

（2）聴覚障害児支援中核機能強化事業の実施 【家庭支援課】

神戸市立医療センター中央市民病院「総合聴覚センター」に専門のコーディネーターを配置し、医療・保健・福祉・教育の連携を強化するとともに、聴覚障がい児とその家族に対して適切な情報と切れ目のない支援を提供する取り組みを進める。

（3）インクルーシブ保育の充実 【幼保振興課・幼保事業課】

○①すこやか保育の充実

障がい児などに対して、必要な支援・援助を行いながら集団の中で成長発達を促進するための保育士加配補助を拡充する。

また、手帳等を所持しない児童を預かる保育施設への支援として、保護者同意不要の補助制度を創設する。

○②保育所等における医療的ケア児の受入れ

日常生活において「経管栄養」や「たんの吸引」など、医療的ケアを必要とするこどもの受入れについて、心身の状況に応じて適切な保育を受けることができるよう、新たに1施設確保し、合計22施設で受入れを行う。

【3】ひとり親家庭等への支援充実

◎（1）ひとり親家庭等低所得子育て世帯の大学等受験料補助 【子育て支援課】

進学に向けたチャレンジを後押しするため、児童扶養手当受給世帯又は住民税非課税世帯に対して、大学等受験料の支援を新たに行う。

（２）ひとり親家庭の高校生等通学定期券補助 【子育て支援課】

ひとり親家庭（児童扶養手当受給世帯等）の高校生等が通学に必要な定期券の購入費を全額補助する。

（３）児童扶養手当の支給 【子育て支援課】

ひとり親家庭の経済的支援として、所得や扶養親族等数に応じた手当を支給する。

【４】貧困の連鎖解消施策の充実

（１）子育て世帯への食を通じたつながり支援 【こども未来課】

生活が厳しい状況にある子育て世帯を対象に、食品等の提供をきっかけとして地域や行政等の支援機関につなげる団体（12 団体）に対して、運営費の補助を行う。

また、本事業およびこどもの居場所づくり事業を対象に、活動団体・支援企業等が情報収集や相互のマッチングを行うことができるプラットフォーム（こども地域応援ネットワーク KOBE）を運営する。



（２）学びへつなぐ地域型学習支援 【こども未来課】

経済的な事情等により学習機会を十分に得られていない中学生を対象に、無償で学習支援を行う団体（6 か所）に対して、運営費の補助など運営支援を行う。



3. やってみたいを支える、こどもを主体にしたまちづくり

◎（１）まちなか自習室 【こども未来課】

カフェなどの民間施設を対象に、空き時間等を活用し、中高生が自習スペースとして無料で利用できる新たな仕組みづくりを行う。

（２）青少年会館やユースプラザ等の運営 【こども青少年課】

青少年会館やユースプラザ・ユースステーションの運営を通じ、中高生を中心とする青少年に居場所や自主的な活動の機会を提供する。

（３）中高生世代のための駅前フリースペース 【こども未来課】

駅前に若者の集まる空間を創出し、にぎわいづくりにつなげるため、神戸電鉄谷上駅前にて、中高生のためのフリースペースを運営する。

○（４）こどもの居場所づくり 【こども未来課】

こどもたちが放課後等に食事や学習、団らんなどを通して安心して過ごしながらか、様々な学びや体験活動に接する機会も得られる「こどもの居場所づくり」について、事業に取り組む地域団体等に対し、食材高騰の影響もふまえた支援を行う（令和6年12月現在 343か所）。



4. 神戸ならではの子育てが楽しめる環境づくり

○（１）児童館のさらなる活用 【こども青少年課】

全児童館に常勤の「子育てチーフアドバイザー」を引き続き配置し、子育て相談に常時対応する。

また、新たに外国人などを活用した英語学習や国際交流の機会を提供する。



（２）児童館等の再整備 【こども青少年課】

旧葺合文化センター大ホール跡地に、旗塚児童館等を再整備する(令和７年度供用開始予定)

また、旧北区役所跡地に北区文化センターと一体で、すずらんだい児童館及びユースステーション北の移転・再整備を行う（令和９年度供用開始予定）。

（３）地域子育て支援拠点の運営 【こども青少年課・こども未来課】

屋内外に大型遊具を備えた「こべっこランド」や就学前のこどもが室内で安全に思い切り遊べる「こべっこあそびひろば」、親子が気軽に集える「おやこふらっとひろば」を運営する。

（４）情報発信等による子育て支援施策の推進 【こども未来課】

共働き世帯から全国的に評価されている子育て支援施策について、子育て応援サイト「こどもっと KOBE」で発信するほか、「こどもっと KOBE くらぶ」の部員に、神戸での子育てのしやすさや楽しさに繋がる有用な情報を SNS で市内外に発信していただくように取り組む。

また、利用者のニーズに合わせた情報配信や必要に応じた相談対応等を行う「ここならチャット KOBE」など、媒体の特性を生かして、引き続き、妊娠・出産期からライフステージに応じた、切れ目のない子育て支援を市内外に発信する。